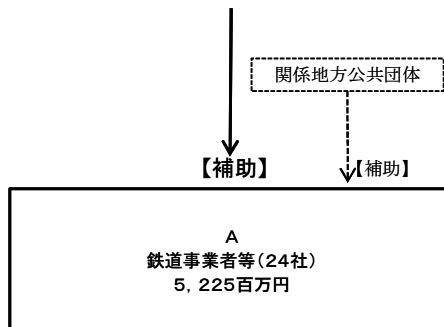


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	交通施設バリアフリー化設備等整備	事業開始年度	平成10年度	作成責任者		
担当部局庁	鉄道局	担当課室	鉄道業務政策課 駅機能高度化推進室	室長 田中一弘		
会計区分	一般会計	上位政策	良好な生活環境、自然環境の形成、 バリアフリー社会の実現			
根拠法令	障害者基本法 第18条 高齢社会対策基本法 第12条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第52条	関係する計画、通知等	移動等円滑化の促進に関する基本方針			
事業の目的	既存の鉄道駅における、エレベーター等の設置による段差の解消、視覚障害者の転落を防止するための点状ブロック等の整備、障害者対応型トイレの設置等のバリアフリー化設備の整備を促進することにより、鉄道利用に係る障害者、高齢者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上を図ることを目的とする。					
事業概要	鉄道事業者・軌道経営者(東京地下鉄(株)及び地下鉄を営む地方公共団体を除く)が、既設駅において、エレベーター等の設置、視覚障害者の転落を防止するための点状ブロック等の整備、障害者対応型トイレの設置等のバリアフリー化設備の整備を行う場合に要する経費の一部(補助対象事業費の1/3以内かつ地方公共団体の補助額以内)について、予算の範囲内において補助する。					
実施状況	平成19年度 88駅 (東仙台駅、淀川駅、小倉駅等) 平成20年度 96駅 (花巻駅、笠松駅、海田市駅等) 平成21年度 129駅 (厚別駅、京成成田駅、住之江駅等) 平成22年度 237駅 (札幌駅、長野駅、米子駅等)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,000	3,780	21,275	3,940	
	執行額 ※1	2,711	3,305	5,225		
	執行率	90.4%	87.4%	24.6%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
支出先・使途の把握水準・状況	本事業は、国庫補助事業であることから、事業着手から事業完了までの間において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金交付要綱」等に基づき、国土交通省職員による成果物確認・工事請負契約書等の証拠書類の審査を実施することにより、国庫補助金の支出先・使途等について、その適否を含め明確に把握している。					
自己点検	見直しの余地	<p>・駅のバリアフリー化は、一義的には、地元住民、地方公共団体、鉄道事業者などの地域の関係者が望ましい姿を構想し、関係者が一致協力して実現すべきものであり、これを、地方公共団体と連携協力して支援していくことが、国の基本的な役割であるとの認識のもと、本事業は、国と地方公共団体が連携して鉄道事業者を支援する枠組みとなっている。(バリアフリー化は、一義的には、交通事業者、地方公共団体及び国が三位一体で取組むべき課題であるとの考え方)</p> <p>・よって、本事業を実施するためには、「鉄道事業者の投資余力・工事実施余力」、「関係地方公共団体の予算措置」、「国の予算措置」のそれぞれの規模及びタイミングが合致していることが前提となり、また、本事業の効果を最大限に発揮させるためには、地方公共団体と国の補助制度の内容が近似していることが望ましい。</p> <p>・しかしながら、本事業は、関係者(地方公共団体等)の数が極めて多く、また、それぞれの財政的な体力やバリアフリー化に関するスタンス等も様々であるため、本事業の枠組みが有効に機能しない事例が散見されるところ。</p> <p>・引き続き、一層の高齢化の進展が予想されるとともに、特に地方部の駅のバリアフリー化が遅延していること等を踏まえ、特に、地元住民のニーズの高い駅のバリアフリー化を一層促進させる必要があるとの観点から、本事業の枠組みを有效地に機能させるべく、鉄道事業者、地方公共団体、国の三位一体の相互連携及び相互協力を推進させる体制づくりを目指す。</p>				
化予算監視の・所効見率						
	※1 「執行額」には前年度からの繰越しに伴う金額が含まれる。					
補記	<p>[参考1] 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(抜粋) 1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である鉄道駅及び軌道停留場については、平成22年までに、原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場について、エレベーター又はエスカレーターを高低差5メートル以上の鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の鉄道駅及び軌道停留場についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。</p> <p>[参考2] 「移動等の円滑化の実施状況」(エレベーター等により段差が解消されている駅) 1日当たりの利用者数が5,000人以上の鉄道駅 平成12年末29%(795駅/2,775駅)→平成20年末71%(2,007駅/2,816駅) 1日当たりの利用者数が5,000人未満の鉄道駅 平成12年末 9%(586駅/6,743駅)→平成20年末19%(1,282駅/6,655駅)</p> <p>【予算科目】 ・006 総合的バリアフリー化設備等整備費 ・95 総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 ・95063-2405-16 交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金</p>					
	(21年度予算額) 21,275百万円 (21年度決算見込額) 5,225百万円					

国土交通省
5,225百万円

国は、関係地方公共団体と連携して、本制度を活用すること等により、既存の鉄道駅における、エレベーター等の設置による段差の解消、視覚障害者の転落を防止するための点状ブロック等の整備、障害者対応型トイレの設置等のバリアフリー化設備の整備を促進し、鉄道利用に係る障害者、高齢者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上を図る。



地方公共団体と国からの補助金及び
自己資金を財源に、鉄道駅にエレベー
ター等のバリアフリー化設備を整備・保
有する

【参考】

東日本旅客鉄道(株)	高麗川駅	167百万円
南海電鉄(株)	狹山駅	118百万円
南海電鉄(株)	住ノ江駅	96百万円
西日本旅客鉄道(株)	紀伊田辺駅	95百万円
京成電鉄(株)	京成成田駅	86百万円
京成電鉄(株)	京成小岩駅	85百万円
東武鉄道(株)	上板橋駅	82百万円
東日本旅客鉄道(株)	白岡駅	80百万円
阪急電鉄(株)	東向日駅	80百万円
西日本旅客鉄道(株)	海田市駅	79百万円

A. 東日本旅客鉄道(株)					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助対象施設工事費	建物工事費、電気設備工事費等	1,287			
補助対象施設購入費	エレベーター等の購入費	205			
補償費	支障物の移転補償費等	0			
事務費	設計費、法定費用等	0			
計		1,492	計		0
B. 高麗川駅					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助対象施設工事費	建物工事費、電気設備工事費等	161			
補助対象施設購入費	エレベーター等の購入費	6			
補償費	支障物の移転補償費等	0			
事務費	設計費、法定費用等	0			
計		167	計		0
B.					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

【別紙】

A.民間鉄道事業者(24社) 5,225百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	東日本旅客鉄道(株)	1,492
2	東武鉄道(株)	579
3	西日本旅客鉄道(株)	476
4	南海電鉄(株)	389
5	名古屋鉄道(株)	308
6	阪急電鉄(株)	264
7	京成電鉄(株)	244
8	近畿日本鉄道(株)	217
9	京急電鉄(株)	206
10	九州旅客鉄道(株)	198